



No.19

# mi.ra.i.e

つなごう・未来へ

出版に働くものだからこそ、できること

2017年1月10日発行

編集・発行 出版労連（日本出版労働組合連合会）〒113-0033 東京都文京区本郷 4-37-18 いろは本郷ビル 2 階

TEL 03-3816-2911 FAX 03-3816-2980 E-mail rouren@syuppan.net URL <http://www.syuppan.net/>

## 過労死－長時間労働と出版産業



### 出版労連や加盟組合の

### 長時間労働解消の取り組み

菊池 威(出版労連/労働時間・労働環境対策部担当中執-RR部-)

今回の『mi・ra・i・e』の執筆にあたって、できる範囲で出版労連の長時間労働問題解決の取り組みを調べてみたのですが、この問題が古くて新しい問題であり、その深刻度はより増しているとあらためて感じました。2005年から2007年にかけて労働時間・労働環境対策特別委員会（RR部の前身）主催で、5回にわたって『見直そうよ、働き方と暮らし方～二度と過労死を起こさせないために～』というタイトルで職場実態報告交流会を開催し、その内容は同名の冊子にまとめられました。この「過労死」が脇山達さんの過労死であることはいうまでもありません。交流会の中で100時間を超す残業の実態が報告される一方、出版労連として1980年代半ばから取り組んできたノー残業デーの取り組みが、この頃には形骸化してしまったことも報告されています。

去る12月8日に開催された『2017春闘スタート集会』で、二つの組合（医学書院労組と教育出版労組）から長時間労働解消の取り組みが報告されたので、簡単に記すことにします。

医学書院では会社が毎年夏頃、前年度（4月～3月）の超過勤務時間（年単位、月単位、超過勤務時間の休日への振替状況）と有給休暇取得のデータ（組合員のみ、個人名はわからないが所属部署はわかる）を組合に提示します。執行部はこれを集計してグラフ化し、前々年度との比較などを行い、印刷物にして職場討議を行い、出された意見を集約して組合ニュースとして職場に知らせます。その中で明らかになった問題点について、秋から冬にかけて組合三役で会社と協議します。これとは別に11月末頃、その年の4月からの半期の超過勤務の実態のデータ（36協定に超過勤務の上限は年360時間な

ので、半期分180時間を超えているかどうか)と、人員不足かどうかの判断のため翌年4月からの人員配置予定表を会社からもらい、これについて執行委員会で討議し、コメントをつけて職場で検討してもらいます。

教育出版労組では、全事業所の組合員に対して、36協定の超過勤務の上限月50時間を超えていないかどうかを明らかにするため、残業の実態アンケート調査を毎月行っています。アンケート内容は、①その月に何時間残業をしたか、②休日出勤の代休を取得できているか、③翌月の残業が50時間内に収まるかどうかの見込み、などです。アンケート結果をまとめて労担に伝え、残業が50時間を超過しないように対処を経営に求めます。このアンケートによって、非組合員である管理職の勤務実態(通常、課員より先に退社しないので勤務時間が長い)も推測できます。

これらの取り組みで特徴的なことは、手間のかかることですが長時間勤務の実態を細か

く分析し、明らかになった問題点を経営だけでなく職場にも知らせるという地道な取り組みをしていることだと思います。特定の職場や担当者において常態化しがちな長時間労働の問題を組合員全員一人ひとりの課題にするには、このような取り組みが重要だと思います。

長時間労働による肉体的・精神的ストレスはメンタルヘルス不全だけでなく、パワハラの大きな発生要因となります。当事者への声かけや執行委員会での事例の報告は、予防や防止の第一歩となります。そのためにも長時間労働の問題を一人ひとりの問題とすることが、重要ではないでしょうか。

出版労連では、ディーセント・ワーク実現のための、36協定遵守などとともに、労働時間の「11時間インターバル規制」の実現を取り組み課題としています。インターバル規制は残念ながら討議が深まっているとはいえませんが、2017春闘では要求討議の重点項目にしていこうと考えています。

## 復刻新装版 憲法と君たち

佐藤 功 著



価格 1200円+税  
発行 時事通信社  
東京都中央区銀座5-15-8  
03-5565-2155

子ども向けに1955年に発行された『憲法と君たち』の復刻版である。著者の憲法学者・佐藤功は幣原喜重郎首相が新憲法作成のため立ち上げた「憲法問題調査委員会」の補助員として活躍する。GHQ草案は内閣法制局らが調整、佐藤は長官の依頼で憲法改正案づくりに力を尽くした。帝国議会に提案された改正案は修正され、日本国憲法として公布された。佐藤は、憲法を子どもも含め国民すべてが知らなければならないと考え、この本を著した。

「憲法は君たちを守る。君たちが憲法を守る」を最初と最後に掲げている。人間の歴史の中で「人民の、人民による、人民のための憲法」が各国で生まれ成長してきた。人々の幸せが脅かされないよう権力者が起こす戦争で再び踏みにじられないよう「日本国憲法」はつくられた、「民主主義、基本的人権、平和」この三つを変えてはいけないうなど、佐藤は子どもたちに憲法について考えてほしいことをやさしく語りかけている。



## あああ、残業問題は難しい

K K (S労組)

出版の仕事に就いて約 40 年です。編集・営業・管理といくつかの職場を経験しました。単組執行委員・本部中執・本部専門部員など組合活動もしています。

64 歳誕生日の定年を半年先に控えたいま、これまでの働き方について、ちょっと反省しています。残業の代休未消化が 1500 時間ほど溜まっています。時間外 45 時間／月までは残業代が支払われます。が、45 時間超の残業には、代休で対応という労使協定です。組合としては、45 時間超の残業はない(しない)という建前です。とはいえ、建前通りにはなりません。経営から残業資料を入手し、毎年の運動方針の中で課題とし続けています。

なんでこうなったのか……。

入社時、法令集・法律書籍編集部に配属されました。活版から電算写植組版への移行期でした。法令集のすべての文字を、活字から電算写植に移す仕事でした。膨大な文字分量でした。コンピュータの誤動作が頻繁に発生しました。縦組の紙面が、突然横組になりました。文字サイズが指定通りになりませんでした。活字のように文字がひっくり返ることはないのですが、誤動作があるので、いつでも初校状態でした。毎回全ての文字を点検しなくてはなりません。誤動作で出校が遅れ、ゲラが届くときは段ボール何箱もで、それを明日までに校正してくれ、というようなわけで、なかなか定時では終わりませんでした。責了段階では、印刷工場に出張校正に出向きました。深夜までの作業が半月くらい続きました。

法令集・法律書の次は教科書営業の仕事でした。学校に出かけ、教科の研究会に参加し、(教科書の)編集会議にも顔を出しました。先生方参集の会議は、夕刻あるいは土日休日の設定でした。夜討ち朝駆けの自宅訪問もし

ました。営業車に見本や資料を積んで、一日 200km を走ることもありました。

どうしても残業が発生しました。

営業の次は教科書編集でした。著者編成、編集会議の運営、白表紙作成、検定申請、検定対応、見本本作成、訂正(正誤)申請、供給本作成、教師用指導資料作成、準拠教材作成などを限られた期間内にこなさなければなりません。世界史 A・地理 B という科目でしたが、記憶曖昧ですが、70~80 時間くらいの残業が、半年くらい続きました。検定対応では、文部省(当時)で、頻回かつ長時間、調査官とやりとりしました。デザイナーや地図・図版作成者や印刷会社とのやりとりにも時間がかかりました。当時も現在も、教科書編集者の多くが、帰宅せず、会社近くの旅館に泊まり、会社の床で仮眠しているのではないのでしょうか。

このあと、黎明期の「電子出版」職場、年 10 回刊行の雑誌づくりを経て、還暦を過ぎ、再び入社時と同じ法令集・法律書籍編集の仕事をしています。業務は、ずいぶん「合理化」されました。しかし、人員不足を感じます。自分自身も作業効率がダウンしています。時間がかかってしまいます。

残業遍歴を素描しました。困ったものです。でも、出版の仕事が好きです。ある学会で、若い研究者が「この教科書に出会わなければ、学問を志すことはなかった」と発言しました。「この教科書」は、自分が携わったものでした。出版=世に問う仕事のやりがいを感じました。

残業しないというだけならば、出社しないで、あるいはタイムカードを打刻しなければ OK です。読者の中にはそんな対応をしている人がいるのでは? でも解決にはなりませんよね。残業問題は、なかなか難しいです。



## 光文社・脇山過労死裁判が問うもの — 出版労働者の働き方、働かせ方を考える —

田村真理(光文社・脇山達さん過労死裁判を支える会世話人(当時)、岩波書店労組)

### 事件の経緯

1997年7月27日朝9時過ぎ。母親が、脇山達(たつる)さんを起こしにいったが、二度と目を覚ますことはなかった。享年24歳、死因は急性心不全であった。

脇山さんは、96年4月に光文社に入社。配属先は週刊『女性自身』で、9月には実用グラフィック班担当となり、扱うテーマは、料理、美容、ファッションなど幅広く、脇山さんには未知の分野であった。帰宅時間は連日深夜2～3時、毎週金曜日は入稿のため、朝方までの勤務となった。さらに土日には、「読者調査」という、読者層の女性数人に面接調査し、月曜日のレポート提出が義務づけられていた。

### 労災申請するも不支給決定へ

98年5月29日に、ご両親は、中央労働基準監督署に労働災害の申請を行った。2000年5月17日付で中央労基署は不支給決定を通知。おもな理由は、①勤務時間は長いが業務の密度は疑問、②裁量労働制の職場なので自分で勤務時間を工夫できたはず、③読者調査は必ずしも業務命令があったとはいえない、というもの。

### 光文社を損害賠償請求で提訴

中央労基署の不支給決定について納得のいかないご両親は、川人博・今井博紀弁護士、出版労連に相談し、中央労基署に対して不服審査申請の申し立てを行うことと、光文社への損害賠償請求訴訟などを行うことにした。出版労連は支援態勢をとることにした。(注)

「裁量労働制の下での初の過労死裁判」としてマスコミからも大きな注目を集めた。

### 支える会の設立

00年11月28日には、「光文社・脇山さん過労死裁判を支える会」が設立され、脇山さんの恩師、友人、知人、出版労連を超えた幅広い組合員が会員となり、その後、裁判傍聴、集会や学習会の開催、署名集め、光文社

前での宣伝行動など多彩な行動を展開した。

### 厚労省の「過労死新認定基準」と労災認定

01年12月、厚労省は「過労死新認定基準」を公表した。これを受け、02年1月15日、中央労基署は、脇山さんの労働実態をあらためて見直し、労災認定するとした。死亡前6か月の月平均残業時間が83時間あまりになることに加え、深夜勤務が多かったため、その死亡と業務に因果関係があると認めた。裁量労働制職場での認定は初めてで画期的なことであった。

### 光文社との和解成立

労災認定後も光文社は企業責任を果たそうとはせずに、裁判は続けられた。支える会では考える行動で追いつけていくこととした。

03年2月17日、裁判所が和解案を提示し、3月7日和解が成立した。その内容は全面勝利といってもよいものである。光文社は、企業の安全配慮義務違反による賠償責任をとり、従業員の健康管理に配慮することを明確にした。

### 脇山過労死事件を活かすためにも

この取り組みを通して、出版労連内でも過労死や長時間労働への関心が高まった。労働時間や労働条件について関心を持ち、改善していくことを目的に、労働時間・労働環境対策特別委員会が設置され(現在は専門部)、労働時間や三六協定などの調査も行った。

この事件に関わった者として思うことは、「過労死は絶対に繰り返してはならない」。それを防ぐには地道で不断の努力しかない。現在、電通の過労死事件が注目されているが、一過性のものに終わらせてはならない。

(注) その当時の光文社には、出版労連に加盟している光文社労組(08年に組合員が定年退職のため解散)と全光文社労組のふたつの組合があり、脇山さんは後者に所属していた。ご両親は、達さんが所属していた全光文社労組に相談にいったが、「支援は難しい」と言われたことから出版労連本部に支援要請に来られた、という経緯がある。



## 「あきらめたら あかん」

### 大日本印刷—中居過労死裁判 16年のたたかい

村上 茂 (全印総連大阪地連・個人加盟合同支部)

2006年4月28日、大阪高等裁判所は一審判決を取り消し、被災者（中居和好氏）の死亡は業務に起因するものであるとの判断を示した。被災者の妻である中居百合子さんの「仕事で倒れたことは間違いない」という強い思いが16年の歳月を超えて認められたのである。

この「逆転」勝訴にいたる16年の闘いには、中居さん支持ゆえに職場での嫌がらせに耐えてきた大日本印刷京都工場で働く一部の労働者・OB、京都職対連、京都総評、西右京地区労、過労死家族の会、全印総連・京都地連、弁護士・医師の専門家たちによって結成された「中居さんの過労死裁判を支援する会」の熱い思いがある。

中居さん過労死事件の経過は、被災者が1954（昭和29）年に大日本印刷に入社。写真製版の技術者として勤務していたが58年会社の合理化に伴い、京都製版株式会社に移籍、さらに60年大日本印刷の子会社の物流システムに移籍、以後物流システムの梱包作業員として従事。1990年3月16日午後2時過ぎ、梱包作業場で従事していたところ、急性心筋梗塞を発症して突然倒れ、間もなく同所において死亡。当時54歳。被災者の死に対し、「会社が持ってきたのは弔慰金50万円と葬儀一部負担金10万円だけ」であった。これが36年間の夫の献身への報酬なのか、その怒りが中居百合子さんの16年余にわたる闘いへの動機だった。

被災者の業務の内容はグラビア印刷の巻き取り製品の包装作業および倉庫係への運搬作業。夜勤は2人1組、昼勤は6人1組、1回の勤務が実働11時間として昼勤1時間当たり約130個、夜勤1時間当たり27個を処理。作業環境は、喫煙用の休憩所はあったが、独立の休憩所はなく、横になって仮眠できるような場所もなかった。

勤務体制は、夜勤を含む二交代の変形労働時間制、週のうち2日が夜勤、3日が昼勤の週5日の労働サイクルで2週間に1度は昼勤

と夜勤が連続して行われることになっていた。

時間外労働は死亡前半年間に月60時間を超えたのはひと月しかない。被災者は1990年1月の頃からしばしば胸部の圧迫感を訴え、病院の診断で心筋虚血症・僧帽弁膜症の疑いありと診断されていた。

原審（京都地裁）で原告側証人（吉中丈志医師）が「急性心筋梗塞で死亡に至った要因は、病気をおして交代勤務を含む本件業務に従事していたこと以外にない」と業務の内容実態を指摘したが採用されなかった。しかし、高裁判決では医学論争で、吉中医師の意見書および鑑定書を採用、勤務時間および勤務態様から見た業務の過重性について、夜間労働は「労働者の健康にとって有害で社会生活上の不便と苦痛を伴う」（日本産業衛生学会）を引用し、この視点を考慮に入れて、業務の実態に基づいて過酷な労働現場を評価し、業務の「量と質」の過重負担を的確に判断したのである。

出荷高の減少、事業所・従業員数も減り続けている中で印刷業界大手の大日本印刷と凸版印刷は売り上げ日本一を競っている。こうした激しい企業間競争のもとで中小印刷業も含め過酷な労働が強いられ、多くの労働者が犠牲になっている。

大日本印刷での「過労死」事件は、14年の闘いで東京高裁で逆転勝利した事件をはじめ最近では関連会社で過重な勤務により半身不随となり労災として認定されたが、会社を相手に損害賠償を求めた事件（地裁・高裁とも敗訴）、直近では2007年4月に入社した社員が2009年に過労自殺した青年の行政裁判が争われている（東京地裁で敗訴、現在東京高裁で係争中）。

「健康経営」とは程遠い状況が起こり、依然として過労死や過労自殺が後を絶たない中、「人間らしく生き働く社会」、労災事故や過労死を起こさないよう日常的に「予防」する闘いの重要性をあらためて肝に銘じたい。



## 永井製本・金井さん過労死裁判

小川富弘（「永井製本」金井さん過労死労災補償を勝ちとる会  
副会長(当時)、日本文化科学社労組）

### 職場で倒れ、労災申請

1987年11月、東京都文京区の永井製本に30年以上断裁工として勤務していた金井義治さんが、作業開始1時間半後に心肺停止で倒れ、搬送後の病院で数時間後にくも膜下出血が原因で死亡した。享年54歳。

月刊婦人誌の新年号の断裁作業で、通常月の4倍にもものぼる仕事量で、間違いが許されない業務をひとりで任されていた。発症直前1か月の時間外労働は、129時間であった。

1988年5月29日に、妻のフミコさんは悩んだ挙句に「過労死110番」に電話して弁護士に相談。東京労働局の中央労働基準監督署に労働災害の申請を行った。1990年に中央労基署の労働保険審査官は業務上と認めず労災補償給付をしない決定を通知。①加齢等による動脈瘤、②高血圧、③飲酒、④肥満を原因とする死亡であるとの理由だ。

東京労働局の不支給決定について納得のいかないフミコさんは、小島延夫弁護士、文京区労協、全印総連、出版労連に相談し、中央労基署に対して不服審査申請を行うことにした。1990年10月に過労死労災補償を勝ちとる会が結成される。永井製本に対する追及の甲斐があり、企業の補償を実現させた。しかし、脳血管疾患に対する業務上過労死の認定は例が極端に少ないために国の壁は厚く、裁判闘争となった。

### 裁判闘争

おもに業務起因性の有無について争われ、東京地裁は1999年8月に業務に内在する連日の長時間労働、肉体的精神的負荷が増大し、睡眠不足や寒冷下での作業がストレスとなり危険が現実化したものとして、起因性を認めた（福岡裁判長）。全印総連、出版労連をはじめとする多くの組合員が、裁判傍聴をし、署名を集め、集会や学習会を開き、裁判所前

での宣伝行動をするなど考えられるすべての運動をした。

1999年8月の勝利判決に対し、労働省（当時）は東京高裁に控訴する。

2000年8月、高裁は「安静の必要があったにもかかわらず勤務せざるを得なかった結果発症したものであり、業務に内在する危険が現実化したものである」と業務起因性を認めて、これを否定する中央労基署の決定を取り消した原判決は相当であると認定した（新村裁判長）。

この判決が、のちの2001年「過労死認定基準」の改定（脳疾患・心臓疾患の認定基準や勤務判定期間の緩和）に繋がったといえる。

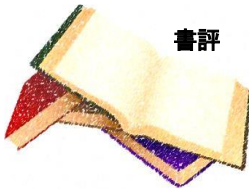
### 最高裁の上告不受理決定、過労死認定確立

高裁判決を不服とする労働省は、最高裁に上告する。裁判は続けられ、勝たせる会を中心に、全印総連、出版労連もさまざまな場面で宣伝行動を展開した。

2002年のクリスマスイブに、最高裁第三小法廷は上告不受理の決定を示し、過労死裁判は終結した。金井さんの死から15年、フミコさんの小さかった娘さんが婚約するという年月を要したのだ。だが、内容は全面勝利で、行政で解決できない問題を司法の場で正すことができた。

### せっかくの成果を活かせず、過労死事件は繰り返されるのか

何の助けももたない遺族は、他社の製本労働者に証言してもらったり、医師の意見書の協力を仰いだ。印刷・出版・地域の労働組合を巻き込んで社会運動にまでなったこの取り組みを通して、勝たせる会会員は過労死や長時間労働を見直すとともに、こんな悲劇を二度と起こさないと誓った。しかし、電通で過労死事件が起ってしまった。労働者として、あらためて働き方を考えなおさなければならない。



書評

## 『ルポ 過労社会』

中澤 誠 著 2015年8月 820円+税 ちくま新書

電通の新入社員、高橋まつりさんが2015年末に過労自殺を遂げたことが、2016年大きな社会問題となった。

本書はサブタイトルに「8時間労働は岩盤規制か」とあるように、「世界で一番、企業が活動しやすい国にする」というスローガンを掲げた安倍内閣が、「高度プロフェッショナル制度」と名づけた「残業代ゼロ制度」などの労働基準法「改正」案を国会に提出したことへの危機意識に燃えて2015年に出版された。

『ルポ 過労社会』というタイトル通り、「過労死ライン」をはるかに超えた長時間労働、「名ばかり管理職」やサービス残業が横行する「すさんだ職場」などの実態がこれでもかとばかりルポされている。

注目すべきは第5章「誰も守ってくれない」

だろう。過労死ラインをはるかに超える36協定（限度時間を超える特別条項も）を結ぶ労働組合、「守ってくれない」「期待されない」労働組合（おもに連合の組合）が取り上げられているが、反省を迫られているのはもちろん連合だけではない。つい先日も朝日新聞で上司が勝手に残業時間を少なく書き換えていた問題が報道された。出版やマスコミで働く私たち自身の現実を見つめなくてはならない。

「誰も守ってくれない」という叫びは、労働組合にこそ向けられている。労働組合の反省を抜きに過労死や過労自殺は語れない。何より出版産業において長時間労働、サービス残業が横行している。「過労社会」・長時間労働との闘いは出版労連に集う私たち自身の課題であることを本書は突きつけている。（伊豆野潔）



## 健康被害に向き合う

武本 泰 (311甲状腺がん家族の会事務局長)

福島県では、福島原発事故当時 18 歳以下の子どもたちを対象に甲状腺検査が実施され、これまで、174 人の子どもたちが小児甲状腺がんないしその疑いとされています。そこには、一人ひとりの子どもと、その家族の「がん」に対する苦悩や葛藤がありますが、174 の苦悩、葛藤の背景には、何倍もの苦悩、葛藤があります。

手術後は、生涯にわたって薬物療法が必要であったり、また、前頸部の癍痕を気にしつつ、転移や再発を心配する人生を過ごさなければなりません。さらに、「がん」という既往歴のため、様々な社会的ハンデキャップを背負うことにもなります。福島原発事故当時 18 歳の子どもも、いまや 23 歳、将来の結婚や出産、就職や生命保険加入への不安など、今後の人生において彼らが直面していく不安は枚挙に暇がありません。他方、母親は福島原発事故当時に避難させなかったこと、その結果、自分がわが子を被ばくさせ、それが小児甲状腺がんの原因ではないかとの、自責の念に苦しむ日々です。

私は、この現実を目の当たりにして、過剰診療論を軽々に唱えたり、被ばくとの因果関係を明確な根拠もないまま否定する専門家と称される人たちの危うさを強く認識させられました。何よりも、低線量被ばくによる健康被害や小児甲状腺がんの病態はいまだ十分解明されていません。

そうであればこそ、この健康被害に謙虚に向き合うことが大切で、これこそが、苦悩している子どもやその家族に、真に寄り添うことになるのではないのでしょうか。

### 🍷 編集後記 🍷

電通社員の過労自死問題をきっかけに、日本社会に蔓延する長時間労働の実態が大きく取り上げられました。私たちの働く出版産業でも長時間労働の問題は、克服しなければならない長年の課題です。そもそも 36 協定がない、あっても守れない、尻抜けの協定で際限なく働かざるをえないなど、人間らしい働き方とはおよそかけ離れた職場実態があります。働く仲間の命を守るために、労働組合の責任は重大です。きちんと果たしているのでしょうか。政府も「働き方改革」と称した施策を掲げていますが、労働者の自己責任を強調するお寒い内容です。今号は、自らの働き方・周りの仲間の働き方を考え直してみるための特集です。長時間労働解消のための労働組合の取り組み、出版・印刷・製本で取り組んだ過労死裁判から見える働かされ方の問題と裁判闘争の過酷さ、裁判に勝っても本人は戻ってこないという虚脱感、それでも働いてしまう労働者の苦悩などを紹介します。身体を壊してまで、ましてや命をかけてまでやらねばならない仕事など、はたしてあるのでしょうか。無理難題を押しつけるクライアントの話を書くたびに、「お客様は神様です」という言葉、考え直してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。(T)